

令和4年度京丹後市いじめ問題対策連絡会議 第1回代表者会議 会議録

1 開催日時：令和4年5月23日（月）午後1時30分～3時00分

2 開催場所：京丹後市役所峰山庁舎 2階 201～203会議室

3 出席者：中山 泰会長（京丹後市長）

松本明彦副会長（京丹後市教育委員会教育長）

崎山哲也委員（京都地方法務局京丹後支局長）

滝波利博委員（京都府京丹後警察署長）

京都府丹後保健所次長 高屋 秀（代理出席）

石田裕明委員（京都府福知山児童相談所長）

寺田義弘委員（京丹後市区長連絡協議会代表）

中村八寿子委員（京丹後市民生児童委員協議会代表）

西村郁生委員（京丹後人権擁護委員協議会 子ども人権委員会委員長）

上羽晴彦委員（京丹後市保護司会長）

濱 健志朗委員（京丹後市副市長）

柳内研一委員（京丹後市市民環境部長）

小谷要子委員（京丹後市健康長寿福祉部長）

廣野克巳委員（京丹後市消防本部消防長）

引野雅文委員（京丹後教育委員会教育次長）

西村久美子委員（京丹後市立園長・所長会代表）

小石原敦委員（京丹後市立小学校長会長）

上田隆嗣委員（京丹後市立中学校長会長）

欠席者：藤原大輔委員（北丹医師会代表）

岡田明久委員（京丹後市P.T.A協議会長）

事務局：川村義輝（京丹後市教育委員会事務局学校教育課長）

上田真吾（京丹後市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事）

片柳弘司（京丹後市教育委員会事務局学校教育課主幹）
山副ゆかり（京丹後市教育委員会事務局学校教育課長補佐）
平林智子（京丹後市市民環境部市民課長）
高橋典子（京丹後市市民環境部市民課長補佐）
小森結佳（京丹後市市民環境部市民課主任）

4 議 事

- (1) 令和3年度いじめの防止等のための取組結果
- (2) 市のいじめの現状（令和3年度いじめ調査（年間）のまとめより）
- (3) 令和4年度いじめの防止等のための活動計画（案）
- (4) 情報共有・意見交換

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴人の人数 0人

《議事経緯》

学校教育課長：定刻となりましたので、ただいまから「京丹後市いじめ問題対策連絡会議令和3年度第1回代表者会議」を開会させていただきます。皆様には、ご多忙の中、本日の会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
私は、本日の司会を勤めさせていただきます、教育委員会事務局学校教育課長の川村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、開会にあたりまして、市長より開会の挨拶を申し上げます。

中山会長：皆さんこんにちは。中山でございます。

いじめ問題対策連絡会議の第1回代表者会議代表者会議ということでお忙しい中、お集まりくださいましてありがとうございます。

まずコロナの関係ですが、ご存知の通り、全国的にはだいぶ収まってきたが、収束に向けてどのような状況にしていくかというようなことが課題かなと思うのですが、ワクチンの接種についても本市としては順調に進んで

来ているという状況でございます。

他方、本市の状況としては連休前には一定収束を得るような状況ではございましたけども、連休後は子どもたちを中心に感染が増えた状態で推移している状況で、改めて様々なところで徹底をしていく必要があるなと思っていますが、そういう状況の中で日頃から皆様にはご負担をおかけしております。

こうした状況が2年続いているわけですが、コロナを原因としていじめや人権に影響するような状況が起こらないようなことを社会全体でどうしていくかということが大きな課題であり続けているわけでした、本市においても、条例に定めながら、そういったことがないように取り組ませていただいているところでございます。またコロナの状況だったり、ウクライナ情勢のことだったりが直接間接に及んで社会全体で様々な生活面や仕事の面での打撃が構造的に出てきている。それが重なってきているというような状況があつて、そういった社会的な困窮が加わる中で、いじめに象徴されるような人権に影響する状況が、ちょっとしたはずみで出やすいことにもなっていると思いますので、十分留意していかなければならぬ状況があると思っております。これから社会活動の活性化をめがけて様々な取組が進むだけに、そのような環境にならぬようにならぬようしっかりやっていかなければと思っております。

さて、今回のいじめ問題対策連絡会議は、平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法に基づいて、平成26年の春に発足をして今年で10回目の節目ということでございます。この間、子どもたちのいじめの認知件数は年々増加傾向にありましたが、令和2年度には減少に転じ、これは学校の教育活動に学級閉鎖などコロナの影響で、教育活動に大幅な制約や制限がかかるというような状況も背景にあろうかと思いますけども、令和3年度は、教育活動が徐々に戻ってきたということもあって、認知件数が微増となっているところでございます。

いじめが見えないところで起こってないか、声を上げられない子供がいるのではないかといった見守りの姿勢を崩さずにいじめを見逃さないようにしていくということがまずは大切だと思っております。今日の会議では、いじめの現状をご報告させていただくとともに、今年度のいじめ防止の取組についてご提案をさせていただきたいと思っております。しっかりととした対策を皆

でやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。以上、ご挨拶とさせていただきます。

学校教育課長：本日はご都合によりまして、北丹医師会代表の藤原大輔様より欠席のご連絡ありましたのでご報告を申し上げます。まだお見えになつてない方もありますが、最初に新しくご参加頂きました委員の皆様もおられますので、改めて自己紹介をお願いしたいと存じます。

委員の皆さまの名簿は次第の裏面に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

京都地方法務局京丹後支局長様から順にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

< 委員自己紹介 >

学校教育課長：ありがとうございました。

次に、本会議の開催についてご報告申し上げます。京丹後市いじめ問題対策連絡会議設置要綱第6条第2項の規定により、本日、半数以上の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告させていただきます。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認ください。

- ・資料1 法施行を踏まえた市の取組の経過
- ・資料2 令和3年度いじめの防止等のための取組結果
- ・資料3 令和3年度いじめ調査（年間）のまとめ
- ・資料4 令和4年度いじめの防止等のための活動計画（案）
- ・資料5 京丹後市いじめ防止等基本方針
- ・資料6 令和3年度京丹後市いじめ問題対策連絡会議

代表者会議 会議録

- ・資料7 京丹後市いじめ問題対策連絡会議設置要綱

以上、配布資料に漏れ等はございませんでしょうか。

続きまして、次第2の確認事項に入らせていただきます。本日、新しく代

表としてご出席いただきました委員の皆様もおられますので、改めまして「いじめ防止対策推進法の施行を踏まえた市の取組の経過」について、事務局から説明をいたします。

事務局：次第2 確認事項「いじめ防止対策推進法の施行を踏まえた市の取組の経過」説明

学校教育課長：ただいまの確認事項につきまして、ご質問等がありましたらお伺いします。

無いようですので、本会議は設置要綱第4条の規定に基づき、会長の中山市長に議事を進行していただきます。

中山会長、よろしくお願ひいたします。

中山会長：はい。議事を進めさせていただきます。

議事につきましては、(1)、(2)、(3)ともに関連いたしますので、一括して事務局より説明を受けたいと思います。その後に議事(4)も兼ねて、質疑、情報共有、意見交換を行いたいと思いますので、その旨ご確認いただければと思います。

また、議事(3)については、委員の皆様の承認を得たいと思いますので、お含みいただき、お聞きくださいとおもいます。

それでは事務局の方から一括して説明をお願いします。

事務局：次第3 議事(1)「令和3年度いじめの防止等のための取組結果」説明

次第3 議事(2)「市のいじめの現状」説明

次第3 議事(3)「令和4年度いじめの防止等のための活動計画(案)」説明

中山会長：どうもありがとうございました。全体で質疑をお願いしたいと思います。議事の(3)についてはご承認をいただく予定をしておりますが、その前に質問等があればお受けしたいと思います。また、議事(4)の情報共有・意見交換も兼ねてご意見、ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

事務局：すみません、事務局より補足の説明をさせていただきます。さきほどの説明の中で、市内の小学校での不登校が急増していることにふれさせていただき

ましたが、令和2年度の出現率が0.6%だったのが、令和3年度では0.98%とほぼ1%に届くくらいの増加率を示していることから、力を入れて対策を行いたいところだと感じており、重点目標として取り上げさせていただきました。以上です。

中山会長：ありがとうございました。それでは今の小学校での不登校が増えているところの数値を含めて、全体的にご質疑、ご意見等ありましたらお願ひいたします。本日の会議はここがメインとなります。会議の終了時間は3時を予定しておりますので、どなたからでも結構です。

無いようでしたら、順番に思いやご意見等を言っていただけするとありがたいと思います。法務局の崎山局長よりお願ひします。

崎山委員：法務局でも人権教室、SOSミニレター、人権110番などに取り組んでおりますが、愚直に続けていくしかないと思っております。行ったとしても、ある日、突然何かが起こったり、改善するというものではないと考えております。一方、やらなければ確実に後退していくものですので、こうした取組を続けていくということでおろしくお願ひいたします。

中山会長：ありがとうございます。関連して、あるいはそれ以外で何かあればお願ひします。京丹後警察署長様いかがでしょうか。

滝波委員：私の方からは、さきほど説明いただいた活動計画やいじめの現状報告に関する質疑や意見はとくに無いのですが、警察といたしましては、学校におけるいじめ問題については、一義的には教育現場で解決していくのが一番望ましいのかなと考えております。そうしたことを踏まえ、警察の方からの要望としては学校の中で、犯罪となるような事案が発生した際には警察にも情報提供していただけないかということです。通報いただいたからといって、すべての事案を事件化するわけではありませんし、たとえば重大事案が発生し、被害少年の精神や身体を保護するなど、緊急性のある場合はまた別ですが、少年法の趣旨からも子どもの健全育成が目的になります。警察も学校も同じような立場でお互いに情報を共有して対策を検討していくことが望ましいと考えています。ただし、発生した事案の軽重によっては事件化が望ましい場合もあります。昨年度、事案が発生してから相当期間が過ぎてから、警察に来られて、事件にして欲しいという相談を受けたのですが、このような場合、

時間が経過すればするほど、客観的な証拠資料が散逸していきますので、事件化が困難となる場合があります。情報提供については速やかに行って欲しいのと、小出しにされると事件の背景が見えにくくなったり、方向性を誤ることがありますので、私たち警察を信頼していただいて、なにかあれば情報提供いただいて対策や対応を考えていきたいと思いますので今後ともよろしくお願ひいたします。

中山会長：ありがとうございます。高屋次長お願いします。

高屋保健所次長：5月より異動となりましたので、知見を持ち合わせておらず、とくに意見があるということではないですが、大変勉強になると思い説明を聞かせてもらいました。京都府に関しては子育て環境日本一を推進しておりまして、地域の住民の力を結集して、地域全体にて配慮の必要な子どもを支える仕組みの構築を謳っているところです。そうした面からこうした取組をしていただいて、色々な知見を集めていただくことは大変ありがたいことです。いじめというのは負の連鎖につながりかねないことですし、できるだけこうした取組の中で一つでも少なくなるようにと思います。ありがとうございます。

中山会長：ありがとうございます。石田所長いかがでしょうか。

石田委員：はい、ありがとうございます。質問よろしいでしょうか。資料3の（3）2ページのところのいじめの態様ですが、7番の「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」についての割合が京丹後市と京都府とで比べると京丹後市では増えているところについて思われることをお聞かせいただければと思います。

事務局：失礼します。京都府の小学校での出現率が8.2%に対して京丹後市が14.1%という点について、毎年多くなっているのかを令和2年度でも比べたところ、京丹後市が10.2%と京都府の値よりも少し高い数値となっております。考えられることとしては、京都市を中心とした京都府の大きな学校と比べて、京丹後市ではクラス替えのある小学校は少なく、保育園から小学校までずっと変わらない少人数での固定的な人間関係というのが、「冷やかしやからかい」といういじめの態様から、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」態様まで広がっていることは良くないことなのですが、少人数の限られた人間関係が影響していると推測されますので、注視し

ていきたいと思っております。

石田委員：ありがとうございます。少人数の学級構成が小学校から中学校、もしかしたら高校の間も同じ人間関係の中で過ごすという状況もあるということを考えると、先生方は大変だと思います。LINEなど、SNSの関係は私の子どもの頃には全くなかったのですが、見えないいじめがそうしたあたりに存在するため、発見は難しいかもしれません。またいじめが起こった際には、なかなか見えないがゆえに解決が難しいとも思いますので、ご苦労様ですが、お願いたいと思います。児童相談所も子どもの相談の中でいじめのことが出てくる際には寄り添いながら関係機関と連携をして対応を進めていきたいと思っています。最後にいじめの防止のための活動計画の中で、学校の豊かな心の育成ということで道徳教育とか人権教育の推進ということでまとめていただいておりますが、やはりいじめをする側、される側だけでなく、いじめを焚きつけることや囁き立てる観衆であるとか、見て見ぬふりをする傍観者が居ると言われております。こうしたことが起こらないようにいじめをしている子どもだけでなく、すべてのお子さんが豊かな心や健全に育成できることを目指すことをお願いしたいと思います。

中山会長：ありがとうございます。寺田区長さんいかがでしょうか。

寺田委員：今日、はじめて出席させていただきましたが、私の個人的な思いから言わせてもらいますが、対象となる子どもが身近におりません。私が子どもを育てる中では、やはりこうしたいじめもありましたし、息子もいじめの被害を与えた方だったということもあり、相手の親御さんにも謝りに行ったことがあります。ただ、この頃テレビのマスコミ報道を見ていても、最近はモンスター・ペアレントという言葉を聞かなくなつたのですが、わが子が一番で、子どもが学校で何を行つたとしても子どもがすべてで、学校が悪いみたいな風潮があるようなことを見かけます。私たちの子どもの時代とはいじめの内容が大幅に変わってきていますので、どこまでがいじめでどこまでが遊びなのかが分からないと困ると思うのですが、この資料を読ませてもらうとかなり認知されていて、小学校では3割を超える結果となっています。このあたり、メンタルな部分で非常に難しいところがあるようと思えるのですが、こうしたいじめの対策を協議会などで考えていただいて計画を練つて、それに基づ

いて実行してただくことにプラスして、親としての意見としては、家庭での取組が一番大事になるのかなと、この数字を見て思ったところです。

中山会長：ありがとうございます。中村委員いかがでしょうか。

中村委員：資料4の2ページの上段ですが、学校の教育活動全体を通じ豊かな心の育成をとの説明をいただいたときに、教科に変更となってという言葉があったと思うのですが、具体的には、いじめのことについて「あなたならどうする」ということを子ども同士で考えさせて自由に意見交換をしていく中でも考えさせていくという話でした。実は小学3年生になられた子どものお母さんから、2年生のときにはいじめられて困っているという話があり、担任より「子どもに寄り添って十分に話を聞かせてもらいます、またそういうことが無いように目を配ります」と言われていたのが、3年生に上がった途端に担任から、「私は子どものトラブルの中には入らず、子どもたちだけで解決させます」と言われたとのことです。教育要領が変わるとか、いじめの対応の方向性が変わるとかがあったのだろうかと悩んでおられた方がおりましたので、もう少し詳しく説明していただけたらと思います。

事務局：ご質問ありがとうございます。とくに教育課程に変更はなく、小学校2年生と3年生とで対応が異なるわけではないのですが、子どもたちで解決できると担任が判断したことについてはそうした対応もあって良いのかもしれません。子どもたちが頑張って解決しようと試みた結果、これ以上は難しいということについては、積極的に大人に助けを求めるべきであると思います。そうした子どもの声を担任だけに委ねるのではなく、複数の教職員の目を通してしっかりと分析する必要があると思います。小学校ではとくに担任を中心になってそうした判断を行うことが多いのですが、やはり組織で見るという大切さを教育委員会では学校に伝えていきたいと思います。

中村委員：教育課程など何かが変更になってそうしているということではないということでおろしいでしょうか。

事務局：はい、その通りです。

中村委員：はい、分かりました。

西村委員：失礼いたします。法務局の崎山支局長からも説明がありましたが、人権擁護委員協議会では、SOSミニレター、人権110番にて子どもの声を聞いている

のですが、ミニレターへの返信や人権 110 番への着信件数はここ 3 年ほど減少傾向にあります。それとは反対に京都市内では相談件数が増える傾向にあるのですが、SOS ミニレターという意味合いからすると子どもたちの SOS の発信がないことを良いように解釈したらいいのですが、先ほど聞きましたように不登校の子どもたちが増えているとか、それから昨年の 8 月 26 日より LINE による相談を京丹後市にて実施されており、その中で 23 件も相談があると聞くと、今の子どもたちは SOS ミニレターのような書くことよりも発信手段が変わってきたのかなという気もしています。ただ、SOS ミニレターで、何回も応援を求めてくる子どももおられますし、昨年は SOS ミニレターを返しましたら、お礼の手紙を出してくれた子どももおりますので、大事にしていかなければならぬと思っているのですが、この LINE 相談の 23 件の生徒の内訳を把握しておりますでしょうか。また、相談者の学年などは LINE 相談ではどのように管理しておりますでしょうか。もう一つ聞きたいこととしては、行政としてこのような取組を行っている自治体は京都府下でどのくらいあるのでしょうか。実は明日、京都で人権擁護委員の会議があります。その場で令和 3 年度、4 年度の取組について意見交換する場がありますので、参考にさせていただければと思います。以上 2 点、内訳的なことと、他の自治体の取組具合をお聞かせください。

事務局：ご質問ありがとうございます。相談件数の内訳ですが、この LINE 相談を開始するにあたり、子どもたちから学年と性別と相談したい内容を聞かせてもらっておりますが、中には書いてくださらない子どももおられまして、はっきりしない部分もありますが、大半が中学生からの相談です。学年を見ていまると中学 3 年生は少なく 1 件で残りのほとんどが中学校 1 年生と 2 年生でした。手元に資料がないため、これ以上の細かな数字を申し上げることが難しいのですが、男女比は女性が少し多い傾向にあります。また、LINE 相談はあくまで匿名の相談であり、本人の申告がベースとなりますので相談者の属性が本当に正しいのか信憑性には乏しいところもあることはご承知いただけると幸いです。2 つめの質問についてですが、京都府下の市町村という単位での自治体にて LINE 相談を始めているのは京丹後市が最初です。京都府としては中高生を対象にこの LINE 相談を 4 年前より実施をしております。それ以外

の市町村になりますと、まだ実施については未確認ですが舞鶴市さんが始めるということは聞かせてもらっております。

西 村 委 員：ありがとうございました。

事 務 局：すみません、少し話が戻ってしまうのですが、さきほどの中村委員さんの質問の補足をさせていただきます。さきほどの説明にもありましたとおり、学習指導要領に変更があり、対応の方針が変わったということはありません。担任として狙いとするところは若干の相違はあると思うのですが、児童生徒のいじめや悩み事への対応としては小学校2年生が3年生となったからといって、同じように寄り添って進めていくことには変わりありませんし、3年生の段階になったからといって自分たちでやりなさいみたいなことは基本的に無いということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

中 山 会 長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。上羽委員さんいかがでしょうか。

上 羽 委 員：近年は非行や犯罪が減少しておりますので、私たち保護司としても保護観察する機会が減っておりまして、以前は中学3年生を担当したこともありましたが、最近では各小中学校を訪問させていただきまして校長先生からお話を聞かせていただいたり、昨年は峰山中学校の生徒集会を見させていただきました。全校生徒が校長先生をはじめ、発表者の話をしっかりと前を向いて聞いているところを見て、聞く力が備わっており大変素晴らしいと感じました。

一つ質問ですが、いじめの態様にも色々と項目があります。子どものことだからということで許される部分があるのかもしれません、社会では非行や犯罪にあたる項目が並んでいるような気もいたします。質問は、重大事態については令和3年度も年間を通じて認知や発生が無いとのことですが、重大事態について京丹後市ではどのように定義されているのか、そこをお聞きしたいと思います。

事 務 局：失礼いたします。まずいじめの態様についてですが、いじめアンケートを年間3回実施する中で、この態様の9項目について「それぞれ当てはまることがあります、嫌な思いをしたことがありますか」という質問の方法を取っているため、小学校低学年の認知率が多いということについて、すべてを把握しているわけではありませんが、「あのときに○○君にペンとされて嫌だった」と

か、すべてあがってきているところで高くなっています。

いじめの重大事態というのは、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の、生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた事態、および当該児童生徒が在籍する児童生徒が相当な期間欠席することを余儀なくされると疑われる事態と理解しております。

このことは資料5に掲載されておりますので、ご覧になっていただければと思います。具体的には身体に重大な障害を負うとか、自殺をするまたは企図するなど、金品を要求されるなどの重大な被害を被る場合を重大事態としてとらえております。

濱 委 員：資料5の18ページに書いてあります。

中山会長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは上田校長先生よろしくお願ひします。

上田委員：失礼します。中学校の現場では、いじめのアンケートは非常に重要視しているところです。それをもとにいじめ対策委員会を開き、分析して対応にあたる上で、やはり組織的に対応することは非常に大切にしているところです。また、いじめアンケート以外でも4月にあった事例を言うと、毎日の記録といって生徒と担任がやり取りするような時間割を書くノートがありますが、そこに一言いじめられていますと書かれていて、どういうことがあったと言うと、定規でパチンとちょっかいを出されるようなことがあり、それが些細ないたずらと感じるのかいじめと思うのか、もし、いじめという言葉を使って訴えた際には委員会も開きますし、そういういじめという言葉があったときにはどう組織や学校として対応していくかは、大事にしながら職員のいじめに対する感度と言いますか、意識を上げるということは常に気を使っているようなところです。しかし、生徒がいじめという言葉を使ったからと言ってすべて対応しなければということではなくて、峰山中学校では6月6日より2週間二者面談を放課後に予定していますが、全生徒と担任が話をする時間を取りながら、やはりアンケートだけでは拾えない部分がありますので、休み時間も教師が廊下や教室に居て、チャイムが鳴って次の時間が始まってから職員室に戻るということをしながら子どもたちを観察し、そしてちょっとおかしいな、いじめられているのではないかというところを、毎週の会議の

中で出しながら、とにかく組織的な対応を大事にしているところです。本当にいじめや虐待ということは、教職員の役割も法律の中でも文言がありますので、学校として大切にしていくべきところだと感じています。冒頭、教育委員会からもありましたが、子どもたちの居場所ということを大切にしながら、子どもたちもお互いにつながっていくところも大切にして、いじめの起きない環境づくりに取り組んでいるところです。以上です。

中山会長：ありがとうございます。小石原校長先生いかがでしょうか。

小石原委員：失礼します。小石原です。中学校でアンケートが重要と言われましたが、小学校でも大切な資料となります。小学校の場合は、子どもと担任との関係の中で訴えてくることも非常に多いですし、また保護者からの訴えも多いです。保育所から小学校に上がってきたときはとくにそうですし、保護者にも子どもを良く見ていただいておりまして、こんな風に変わってきていますよということもすぐに連絡していただいているので、保護者や家庭からの訴えというものもありますので、真摯に受け止めてしっかりと寄り添って取り組んで行くということです。本当に小学校1年生のアンケートを見ておりましても、ちょっと嫌なことがあったら全部上げているということですから、京都府の場合は他府県と比べてもとてもいじめの認知件数が多いのです。それは逆に言えば色々な場面を拾っているということにはなるのですが、そもそもとして、そうしたことが少ない方が本当は良いのですから、そのところは学校としても考えながら、そういうことの無い地域、学校にしようということで頑張っているところです。頑張っているのですが、いつでもいじめは起こるという危機感を担任も皆もっていますので、何か変化があれば対応しようということで取り組んでいます。さきほどから話題になっております、小学校の不登校の出現率が上がったということですが、このことについても一生懸命に頑張っているのですが、最近思いますが、子どもの特性もあるのですが、集団不適応気味のお子さんが増えているのではというのが一つと、もう一つは母子分離不安と言いますか、お母さんやお父さんも含めてですが、不安を抱えながら学校に登校する際には大泣きしてくる子もいます。そういう子どもも少し増えているのではと感じていますので、一緒に考えていくたいと思っております。

それからさきほど中村委員さんからありました質問ですが、担任によって指導が違うということにつきましては、教育委員会からも言ってもらいましたが、学習指導要領で道徳の授業が変わったのはもちろんで、これまでには、登場人物の心情を考えるという道徳から、今はそういう場面に出くわしたときに自分はどうするのかということを考える学習内容に変わったのは事実です。そのことと、さきほど言っていた「変わった」というのは全く違っていて、学校は一つの大きな柱で進めていこうとしていますが、担任によって対応の仕方は少しずつ違います。その中で、丁寧に寄り添っていた担任から、今度は子どもの自主性を考えてというような担任もありますので、そういったところでの違いに保護者が戸惑われたのではないかと思います。こうした大きな変化は保護者にも子どもにとっても非常に負担がかかることですので、そういうことが無いように丁寧な連携や引継ぎを行っているのですが、担任すべてが同じ手法で同じことができるというところまで学校はできておりませんので、ぜひそうしたご意見があった場合には、学校に相談いただいて丁寧な対応ができるようにしていきたいと思いますのでお教えいただけたらありがとうございます。いじめの問題については丁寧に考えて対応しているのですが、どうしても抜け落ちてしまうことがありますし、いつでも起こるという危機感を持って行っているところですが、皆様に教えていただきながら進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

中山会長：ありがとうございます。私は司会役ですが、委員としてお聞きしたいことがあります。後で聞こうと思っていたのですが、小石原先生より不登校の話題がありましたので、ご質問させていただければありがとうございます。さきほど不登校の出現率をお聞きすると 0.6%から 0.9%へと 1.5 倍になったという説明がありました。1 年で 1.5 倍というのは大きなことで、これから分析を進めるということでしたが、深刻に受け止めるべきことなのかどうなのかということについてもお聞きするのですが、その原因として集団不適応の話もありました。これは他の市町も同じような傾向なのか、コロナが関係しているのか、あるいは京丹後市特有の現象であれば、また検討のスタンスも原因究明についても覚悟をして進めなければならないと思うのですが、他の市町も同じような傾向を示しているのかということと、集団不適応が何年かおきに多

く発生するということなのか、それとも今まで無かったことが急に増えているのか、もしそうだとしたら深刻に受け止める必要があると思います。そのあたりはいかがでしょうか。

小石原委員：はい、ありがとうございます。確かなデータを持ってお答えできなく大変申し訳ないのですが、京丹後市独特のことになるのかというと、私の知見では、全国的な流れがあると思っています。小学校の不登校は全国的に増えていると思います。ただし、京丹後市が特別に多いとはとらえておりません。二つ目のご質問については、教育委員会がデータを持っておられると思いますが、決して何年かごとに増えたり減ったりするということではなく、以前と比べて、少しづつ増えて現在の状況になっているように思います。

中山会長：少しづつならまだ分かるのですが、1.5倍という増え方が急で大きいのではないかと思うのですが、それがたとえば、他の市町はもともと1.5%くらいの出現率で、京丹後市は0.6%くらいだった。それがようやく他の市町の数字と同じになったというのであればまた受け止めは違うと思うのですが、そういうことも含めて教えてもらえますでしょうか。

松本副会長：例年は全国や府の中で比べても京丹後市や丹後教育局管内の小学校の不登校の出現率は低い状況でしたが、この1年の状況を見ますと、全国的にも不登校の出現率は高くなっています。今の京丹後市の状況は、府や全国の小学校の平均的な不登校の出現率に近づいているというとらえをしているところです。

中山会長：今まで比較的に低かった不登校の出現率が、他市町と同じくらいになってきたという理解でよろしいですね。

松本副会長：はい。

中山会長：ありがとうございます。このような状況ということですが、これから分析を進めていただけるということですし、京丹後市として元の良い状況にしていくかについてはとても大切なことですので、対応をよろしくお願ひします。

西村先生よろしくお願ひします。

西村委員：峰山こども園の西村です。よろしくお願ひします。0歳時から見ておりますので、初めての集団生活を経験する場として、人と関わる楽しさなどを重点的に進めていくことを踏まえると、そこに係わる先生たちの意識や気づく力

であったり、向上心などを大切にしていかなければと思っています。それから園所においては支援を要する子どもも大勢おりますので、そうした子どもたちへの声のかけ方であったり、大人の関わり方が重要であると考えています。多くの手助けが無いと皆と一緒に生活できないお子さんもありますし、何でもスムーズにできる子、ついていくのが精一杯の子まで色々な子どもが居る中で、声のかけ方一つでその子の見方や捉え方が変わってきますので、大人が一人ひとりの良いところを常に認めながら、関わっていくことが大切と思っています。それと、困ったことがあれば何でも担任の先生に言えて、言えたときには助けてもらえるという信頼関係とか、人とつながることの大切さを学ぶ場所でもあると思っていますので、子ども同士の関わりや、互いに学んでいくことも大切なことです、そこに関わる大人の力が非常に重要ななると思っています。園長としては、普段から子どもたちの中に入りながら担任の先生達とも相談しながら、皆で子どもたちを見守っていくということを大事にしていきたいと思っております。以上です。

中山会長：ありがとうございます。残りの時間が限られていますので、簡潔にご意見をいただければと思います。

廣野委員：いじめの早期発見にソーシャルワーカーが入ることやSNSでの相談を実施していることなどがあることを学ばせていただきました。一つ質問ですが、いじめられていると申告をすると、普通だったら仕返しがあったり、告げ口をしたと言われたりがあるかと思いますが、問題の解消の要件として3か月間、いじめの行為が無く、嫌な思いをしていない状態として、一旦は解消するのでしょうか、仕返しされるということが現実的にあると思いますが、把握はされているでしょうか。

事務局：失礼します。仕返しについては、そうしたことが無いように学校でも慎重に指導を進めているところです。いじめの加害、被害についてもやったからやり返すではなく、心の指導として丁寧に進めていただいていると考えておりますので、仕返しの有無の件数については把握しておりませんが、いじめアンケートの追跡調査の中で一旦解消されたいじめが、再度繰り返されることも報告されております。そのような状況です。もし校長先生方から補足がありましたらよろしくお願ひします。

上田委員：あまり仕返しということは今の子どもたちの中では出てこないです。ネットの中の誹謗中傷は犯罪であるとの指導をしておりますので、何か嫌だと思ってそれを書くと犯罪になると非行防止教室でも毎年開いて説明していただいているし、そのようなことでも抑止力があるかなと見ています。

小石原委員：それと、3か月経っても解消できないということについては、全部ではないのですが、たとえば特性のあるお子さんの中で、自分のしていることに対して理解ができないという場合、とくに加害者である場合ですが、なかなか行為が止められない、行為といつてもひどい行為はダメですが、そうではない、ちょっとした嫌がらせはなかなか収まらない場合が多いと感じています。こうした場合には3か月経っても解決しきれない状況がありますので、そのような場合にはとにかく継続指導を行っているところです。

廣野委員：ありがとうございました。

小谷委員：健康長寿福祉部の関連としては、母子保健の頃からの特性のあるお子さん達への支援のことや、自殺対策との関連、また誰一人置き去りにしないというあたりで生活困窮への支援あたりが側面的に関連しているかと思いますので、そういうところをしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

中山会長：ありがとうございます。

引野委員：本日は委員の皆様から大変貴重なご質問やご意見、またご指導をいただきまして本当にありがとうございました。いただいたご意見を踏まえまして、また学校も一緒になってこれからもしっかりした対応や対策に努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

中山会長：ありがとうございます。

柳内委員：一点だけ確認させていただきます。資料2の4ページのLINEによる相談件数があります。その中段のフリーダイヤルの設置ということで、私は委員となり4年目となるわけですが、資料にもありますように24時間体制で、夜も枕元に携帯電話を置いて大変だという話を以前聞かせてもらいました。さきほど説明があったのかもしれません、フリーダイヤルでの相談は0件で、LINEによる相談は23件ということですが、これは今まで設置していたフリーダイヤルがLINE相談を導入することによって24時間体制での対応が、16時～21時までとなり、指導主事や臨床心理士の方の負担がかなり減ったのかという

ことが言えるのかどうかをお教えください。

事務局：ありがとうございました。LINEでの相談を16時～21時までと区切らさせていただいているのは、21時が過ぎたら児童生徒は保護者にスマホを預けて使用を終えてほしいと思い、こうした時間設定とさせていただきました。フリーダイヤルについては時間の区切りをせず、引き続き24時間の対応をさせていただいておりますので、負担についてはそこまで変わっていないという状況です。

柳内委員：ありがとうございます。

中山会長：よろしいでしょうか。

濱委員：皆さんもご存じかもせんが、先週、国の方でも学校現場のいじめ撲滅プロジェクトチームにて提言がまとめられました。その契機としましては、昨年の3月に旭川市での痛ましい事件を受けてのプロジェクトチームの発足となりましたが、その中で、今後いじめに徹底的に対応していくということで、新たな懲戒処分の創設の検討ですとか、今まででは、口頭処分、保護者への報告、懲戒、その上で出席停止という段階でしたが、その中で新たな仕組みができるないかとか、市長部局の会議の仕組みの検討が挙げられております。今後、文部科学省ですとか、関係省庁で検討が進められると聞いております。我々の方でもそうした動きを注視しながら、市として市長部局も教育委員会も一体となってしっかりと対応していきたいと思います。

中山会長：ありがとうございました。各委員の皆様から貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。皆様からのご意見につきましては、しっかりと受け止めて返していきたいと思います。

それでは、議事（3）について、お諮りさせていただきたいと思います。議事（3）令和4年度いじめの防止等のための活動計画（案）ですが、これについて原案どおりご承認を得たいと思いますが、いかがでしょうか。ご承認いただいてよろしいでしょうか。

中山会長：ありがとうございます。とくにご異論ないようですので、計画どおりに進めさせていただきながら、本日いただいた意見を踏まえて運用の上で活用させていただければと思います。

最後に改めて、とくにありませんか。

無いようですので、本日の議事を終えたいと思います。

進行を司会に返させていただきます。議事進行にご協力いただきありがとうございました。

学校教育課長：委員の皆様におかれましては、大変貴重なご意見等をいただきまして、長時間にわたり、ご協議誠にありがとうございました。

それでは、最後に「今後のスケジュール」につきまして、事務局から連絡をお願いします。

事務局：次第4 その他「今後のスケジュールについて」説明

学校教育課長：それでは、閉会に移りたいと思います。

閉会にあたりまして、本会の副会長であります松本教育長より閉会の挨拶を申し上げます。

松本副会長：失礼いたします。本日は、京丹後市いじめ問題対策連絡会議第1回代表者会議を開催したところ、大変ご多忙の中、各関係機関の皆様、地域の代表の皆様にもご出席いただき本当にありがとうございました。

学校現場と教育委員会だけでは視野が狭いところもありますが、こうして関係機関の皆様から丁寧に色々な立場からご意見いただき、大変参考となりました。ぜひとも、今後の参考にさせていただきたいと思います。さて、学校現場はさきほど市長からも挨拶でもありましたが、なかなかコロナの状況が落ち着いておらず、令和4年度もスタートしているところです。ただし、十分に感染対策をしながらこれまでよりは踏み込んで教育活動については丁寧に実施していくことうということで進めている所です。4月には中学校の修学旅行もすべて無事に実施されましたし、そうした中で丁寧な取組を進めているところです。このいじめ問題についても、そもそも京都府でも丁寧な取組を進めており、全国的ないじめ問題の調査においても、京都府の認知件数は圧倒的に他府県よりも多い状況となっております。さきほども言わせてもらいましたが、これは本当に丁寧に拾い上げていって、子どもたち一人ひとりの状況に応じた対応をするための調査ということで、京丹後市においても同様にさらに3回目の調査もしながら、子どもの状況に寄り添って学校現場が丁寧に指導を進めているところです。

ろです。ただ、丁寧に調査を行い、指導はしているのですが、件数としてあるということは紛れもない事実でございますので、そうした点につきましても十分に踏まえて指導等を怠らず、学校現場でも対応を進めていきたいと考えております。また、さきほど中学校長会長よりもありましたとおり、学年が上がりますと、調査に答える件数以外でのいじめというのもあると捉えていかなければと思いますので、そうしたところについては、SNS 等を活用しながら、声に出しにくい子どもたちの声も拾っていけたらと思っているところです。また、各関係機関の皆様の実施していただいているような取組も子どもたちが声を上げていくための大切な機会にもなると思いますので、引き続き連携をさせていただきながら取組を進めていきたいと思います。また、関係機関と地域の代表の皆さんと連携をしながら、いじめを許さない風土を市全体に醸成していくと考えておりますので、今後ともご協力いただきますことを祈念しまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもご苦労様でした。

学校教育課長：それでは、以上をもちまして「令和4年度京丹後市いじめ問題対策連絡会議 第1回代表者会議」を閉会いたします。皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。